

日本農林規格の改正について



2024年2月9日

農林水産省
新事業・食品産業部

日本農林規格の改正について

- JASについては、「JAS規格の制定・見直しの基準」(令和4年8月29日日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の調査会では、上記の基準に照らして妥当と考えられる①「乾燥スープの日本農林規格」、「生産情報公表牛肉」等の8規格の改正、②「農産物漬物の日本農林規格」等の3規格の規格内容は現行どおりとして様式のみ改正を実施。

1 改正を行うJAS

- (1) 乾燥スープの日本農林規格
- (2) 生産情報公表牛肉の日本農林規格
- (3) 生産情報公表豚肉の日本農林規格
- (4) フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格
- (5) 有機農産物の日本農林規格
- (6) 有機加工食品の日本農林規格
- (7) 有機畜産物の日本農林規格
- (8) 有機飼料の日本農林規格

2 様式のみ改正を行うJAS

- (1) 農産物漬物の日本農林規格
- (2) 乾めん類の日本農林規格
- (3) 手延べ干しめんの日本農林規格

1 乾燥スープの日本農林規格の改正案



乾燥スープの日本農林規格について



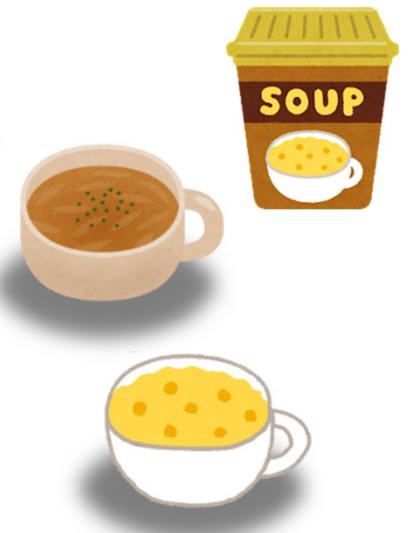
- 乾燥スープJASは、乾燥コンソメ、乾燥ポタージュ等について、乾燥の指標である「水分」、塩味の指標である「食塩分」、うま味の指標である「全窒素分」などの品質基準を規定
- 当該JASでは、食塩分の試験方法として、電位差滴定装置を用いた自動滴定法と指示薬を用いた手動滴定法が規定されており、いずれかの方法によって食塩分を測定
- 乾燥スープの製造業者の中には風味調味料も製造しており、乾燥コンソメ、乾燥ポタージュの食塩分を自動滴定法によって測定する際に、風味調味料JASで規定された方法も選択できるように改正することで、効率的に試験を実施することが可能。なお、比較試験の結果、両方法において同等な測定値となることを確認
- 併せて、JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他のJASと同様にISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正

改正の概要（自動滴定法）

現行の乾燥スープJASの方法	追加する風味調味料JASの方法
1) 試料溶液10 mLをビーカーにとり、 <u>電極が浸る高さまで水を加えた後、希硝酸（水に等容量の硝酸を加えたもの）2 mLを加え、1 %ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノラウレート（ポリソルベート20）溶液 1 mLを加えて電位差滴定装置に装着する。</u> 2) <u>0.05 mol/L硝酸銀溶液</u> で滴定する。	1) 試料溶液10 mLをビーカーにとり、 <u>希硝酸（硝酸10 mLを水で1 Lで希釈したもの）50mLを加え、1 %ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノラウレート（ポリソルベート20）溶液1 mLを加えて電位差滴定装置に装着する。</u> 2) <u>0.1 mol/L硝酸銀溶液</u> で滴定する。

注) 手動滴定法は存置

乾燥スープと風味調味料を製造している事業者にとって、試薬の変更等が不要になり、効率的な試験の実施が可能に。



2 生産情報公表牛肉／豚肉の日本農林規格 の改正案



生産情報公表牛肉/豚肉の日本農林規格について



- 生産情報公表牛肉JAS及び生産情報公表豚肉JASは、特色のある規格として、牛肉/豚肉の生産情報（誰が、どこで、どのように生産したか）を消費者に提供することを目的に、牛肉/豚肉の生産情報を記録するとともに、その記録を保管し、事実に基づいて公表していることを規定
- 見直しの結果、当該JASを利用する生産者にとってより分かりやすい規格とするために、公表や表示の方法を例示するなどの改正
- 併せて、JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他のJASと同様にISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正

JASで規定されている生産情報

a) 出生の年月日
b) 雌雄の別（生産情報公表牛肉のみ）
c) 管理者の氏名又は名称，住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日
d) 飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
e) とさつの年月日
f) 牛の種別（生産情報公表牛肉のみ）
g) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにとさつされたと畜場の名称及び所在地
h) 管理者が給餌した飼料の名称
i) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称

改正の概要

改正箇所	改正点
管理者の定義	管理者の具体例（輸入業者）を注釈に例示（生産情報公表牛肉のみ）
生産の方法	<u>公表の方法を例示</u> するとともに、 <u>組合せによる公表が可能である旨を明記</u>
表示の方法	<u>生産情報を入手するために必要な連絡先を記載する方法を例示</u> するとともに、文字以外に <u>二次元コード</u> も可能である旨を明記



3 フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格の改正案



フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格について

- フードチェーン情報公表農産物JASは、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）における実証試験等の成果を基に、農産物の履歴、適用、移動及び所在に係る情報「フードチェーン情報」について、記録、保存及び公表するための要求事項を規定し、事業者の適切な管理や産地情報が見える化したもの。令和5年3月に、レタス・メロン・ぶどうの3品目についてJASが制定された。
- さらに、SIPにおいていちごの流通行程管理の実証試験を実施し、その結果を基に、流通行程管理基準案を作成。また、規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）に従い、米においても流通行程管理基準案を作成。
- 作成した流通行程管理基準案について、今般、フードチェーン情報公表農産物JASの附属書A、B及びCへ新たな品目としていちご及び米を追加する改正を行う。



フードチェーン情報

流通行程管理基準の適用状況を含む、トレーサビリティによって追跡可能な、農産物の履歴、適用、移動及び所在に係る情報

要求事項

- ① 識別番号の付与及び保持
- ② 流通行程管理基準に従った管理
- ③ フードチェーン情報の記録・保存及び公表

表示

- ① “フードチェーン情報公表農産物”という用語
- ② 識別番号
- ③ フードチェーン情報の公表の方法



いちご及び米の流通行程管理基準等の概要

いちご

管理事項	具体的な設定例
低温管理	適正な温度範囲：0℃～10℃ 許容される温度範囲：10℃～15℃ 許容される積算時間：7時間
衝撃・振動管理	宙づり包装等の適用
湿度保持・防カビ管理	ナイロン製のMA包装の適用

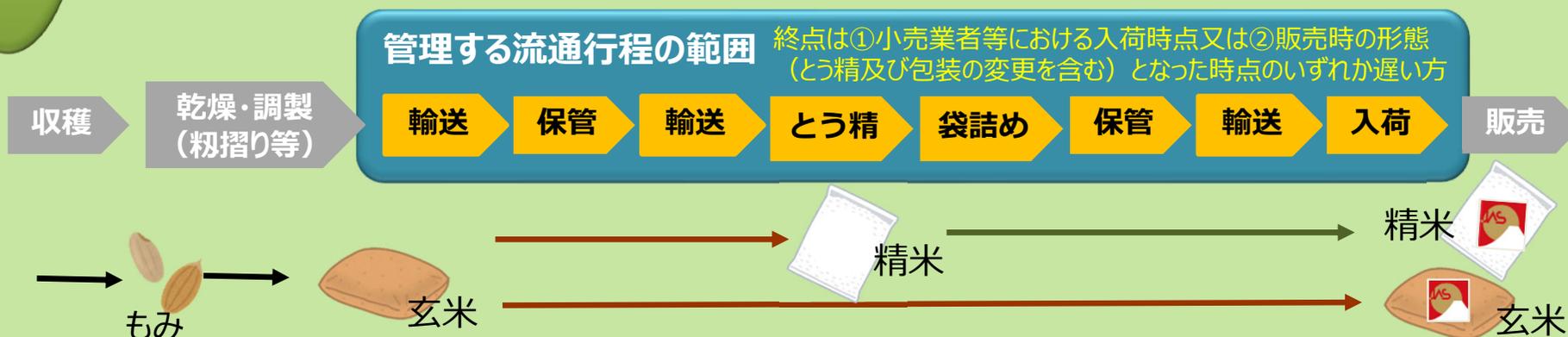
任意表示事項の例
<ul style="list-style-type: none"> 低温管理に係る表示 衝撃・振動管理に係る表示 湿度保持・防カビ管理に係る表示 出荷月日及び生産者に係る表示 流通行程管理者に係る表示



米

管理事項	具体的な設定例
低温・ 相対湿度管理	適正な温度範囲：-15℃～15℃ 適正な相対湿度範囲：60%～70% 上記の管理を行わず許容される積算時間： 玄米（14日間）、精米（10日間）
結露によるカビ発生 の防止管理	

任意表示事項の例
<ul style="list-style-type: none"> 低温・相対湿度管理に係る表示 結露によるカビ発生 の防止管理に係る表示 流通行程管理開始・終了年月日 に係る表示 流通行程管理者に係る表示 生産者に係る表示 米の品質に係る表示（穀粒判別器データ等）



4 有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料の日本農林規格の改正案



有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料の日本農林規格について

- 有機農産物JAS、有機加工食品JAS、有機畜産物JAS、有機飼料JASは、特色のある生産方法を次のとおり規定

【有機農産物JAS】

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産すること

【有機加工食品JAS】

原材料である有機農産物及び有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として生産すること

【有機畜産物JAS】

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本とし、動物の生理学的及び行動学的要求（アニマルウェルフェア）に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産すること

【有機飼料JAS】

原材料である有機農産物、有機加工食品、有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として生産すること

- 当該JASについて、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」（以下「Codex ガイドライン」という。）と整合を図りつつ、本JAS を利用する事業者の実態に即した基準となるよう規格を改正
- 併せて、JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他のJASと同様にISOの様式作成の手引きを考慮して作成されたJIS Z 8301に従い様式を改正

JASで規定されている生産方法の基準項目

有機農産物

ほ場／栽培場／採取場／ほ場使用する種子又は苗等／種菌／スプラウト類の栽培施設に使用する種子／ほ場における肥培管理／栽培場における栽培管理／ほ場又は栽培場における有害動植物の防除／一般管理／育苗管理／収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

有機加工食品

原材料及び添加物（加工助剤を含む。）／原材料及び添加物の使用割合／製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理

有機畜産物

畜舎又は家きん舎／野外の飼育場／家畜又は家きん／飼料の給与／健康管理／一般管理／と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理

有機飼料

原材料／原材料の使用割合／製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理



改正の概要①

有機農産物

●きのこ類の栽培場における栽培管理において使用可能な資材の改正

- 菌床栽培きのこ類の栽培管理において、現行基準で使用可能な資材だけでは、十分なきのこの発生が見込めないケースがあることから、菌床栽培きのこ類に使用可能な資材を追加

- ✓ 菌床に使用するおがこの特性上、栽培中に菌床のpHが低下し、きのこの発生に影響がでることから、菌床の機能維持のためにpH調整が必要
- ✓ 現状、使用可能な資材に、pH調整を目的とした資材はない
- ✓ 使用可能な別表1の資材として「炭酸カルシウム」、「消石灰」を追加

- 近年のきのこ類栽培の動向を踏まえ、使用可能な資材の範囲を拡大

- ✓ 菌床の原材料となる資材（おがこ、ふすま、ぬか類等）の不足や価格高騰などの背景により、菌床栽培きのこ類の栽培において、菌床の原材料として使用する資材が多様化
- ✓ 菌床の原材料として使用可能な有機の資材として、「竹」、「廃菌床」も対象となるよう範囲を拡大
- ✓ 使用可能な別表1の資材として「米ぬか」としていたところを「ぬか類」に拡大

- 土壌において栽培を行わない堆肥栽培きのこにあっては、堆肥の原材料として、きのこ類の栽培場における栽培管理に規定する資材（やむを得ない場合に限り使用できる別表1の資材を除く）の使用を必須とすることを明確化。

有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料の日本農林規格について

改正の概要②

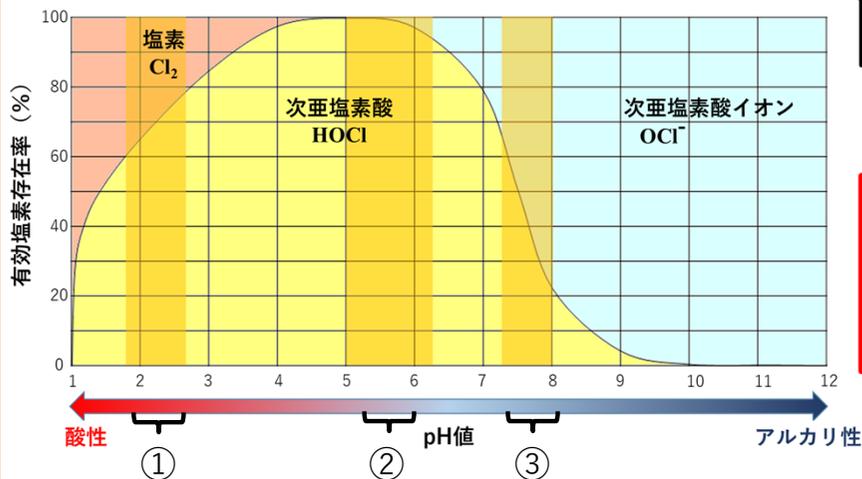
有機農産物

●スプラウト類の種子に使用できる資材の改正

- スプラウト類の種子に使用できる資材である、次亜塩素酸水の基準を削除
- 新たに使用できる資材として、次亜塩素酸ナトリウム（食塩水を電気分解したものであること。）を追加

- ✓ 次亜塩素酸系資材は、pHによって、溶液中の有効成分の存在比率が大きく変わり、殺菌効果にも違いが見られる（※）。
- ✓ 現行基準においては次亜塩素酸系資材を次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したもの）限定（下図①が主に該当）
- ✓ 現行基準の次亜塩素酸水は、殺菌効果を示す次亜塩素酸（HOCl）の溶液中濃度が低くなり、有機物が多く付着している物や環境に対して殺菌効果を発揮しづらい状況
- ✓ 現行基準の次亜塩素酸水では殺菌効果を発揮しづらい範囲についても十分な衛生的配慮が行えるよう、
 - ・現行基準の次亜塩素酸水の生成方法「食塩水を電気分解したもの」を削除（これにより下図①に加え②が使用可となる）
 - ・次亜塩素酸ナトリウム（食塩水を電気分解したものであること。）を追加（下図③が使用可となる）

※各pHにおける次亜塩素酸系資材の存在比率



①：強酸性次亜塩素酸水 ⇐ 食塩水を有隔膜で電気分解

これまででも使用できた主な資材

②：微酸性次亜塩素酸水 ⇐ 塩酸を無隔膜で電気分解

③：次亜塩素酸ナトリウム（電解次亜水）
⇐ 食塩水を無隔膜で電気分解

今回追加する主な資材

有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料の日本農林規格について

改正の概要③

有機農産物

● スプラウト類の生産の基準の改正

▶ スプラウト類の生産の基準のうち、培地の基準を削除

- ✓ スプラウト類の生産に使用できる培地の条件として、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限る。」と規定
- ✓ スプラウト類の培地は、スプラウト類の姿勢の保持と水分の保持が目的であり、栄養分の補給は目的ではない
- ✓ 培地を、生産に用いる資材ではなく、栽培に使用する容器と同じ扱いと整理し、生産の基準から培地の基準を削除

● 規格の分かり易さの観点から、スプラウト類の栽培場における栽培管理を新たな項として規定

有機加工食品

● 使用可能な原材料及び添加物の改正

▶ 有機藻類を加工原料とする加工食品のカテゴリーを新設

- ✓ 現状、有機藻類は、有機加工食品の有機原材料として使用できず、他の非有機原料と合わせて5%以下の割合とすることが必要
- ✓ 定義に「**その他有機加工食品**」を新設
- ✓ 有機的な藻類の生産方法を規定した有機藻類JASの格付が行われた藻類であれば、「その他有機加工食品」の原材料として使用可能とする
- ✓ 有機加工食品の生産の原則における、製造または加工の過程において保持すべき特性に、**有機藻類の有する特性**を追加

▶ 5%以内の非有機原材料として使用可能ものについて改正

- ✓ 現行基準において使用可能な非有機原材料は、農畜産物及びその加工品
- ✓ 酵母・乳酸菌等は、農畜産物に該当しないため、現行基準では使用不可
- ✓ 酵母・乳酸菌等、農畜産物に該当しない原材料も非有機原材料として使用可能となるよう、これらを含めた「**飲食料品**」と規定

● 原材料に使用できる資材の改正

▶ 原材料として使用される有機農産物又は有機畜産物について、その受け入れから製造又は加工前までの間、有機農産物JAS又は有機畜産物JASに掲げる調整用等資材を使用してもよいことを規定

有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料の日本農林規格について

改正の概要④

有機加工食品

●原材料名の表示の改正

- 使用した有機原材料の表示として記載すべき“有機”等の文字に代えて、有機を示す記号を記載してよいことを規定
- 使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物等に記載すべき“転換期間中”の文字に代えて、転換期間中を示す記号を記載してよいことを規定
- いずれの場合も記号に関する説明を記載

(例)



名 称：有機めんつゆ（転換期間中）
原材料名：しょうゆ*#、
しいたけ*、食塩

（「*」は「有機」を示す記号です。
「#」は「転換期間中」を示す記号です。）

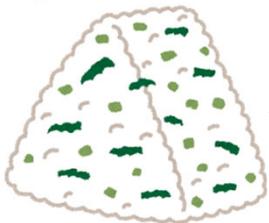
- ・「*」を「有機」、「#」を「転換期間中」として、それぞれ記号で表示可
- ・一部のみ記号で表示可
（「有機しょうゆ#」や「しょうゆ*（転換期間中）」など）
- ・説明は一括表示の欄外に行う

●その他有機加工食品の名称表示

- 「その他有機加工食品」における名称表示のルールを規定。

- ✓ 指定農林物資の対象は「有機農産物加工食品」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」
- ✓ 「その他有機加工食品」は、指定農林物資ではないため、これに用いられる名称については、指定農林物資でないことが分かるように記載することを規定

(例)



名 称：有機おにぎり
原材料名：有機米、塩、有機ワカメ

当該商品は有機ワカメを6%使用しており、
指定農林物資ではありません。

- ・説明は一括表示の欄外に行う



改正の概要⑤

有機畜産物

● 定義の改正

▶ 飼料の給与の実態を踏まえた「粗飼料」の定義を新設

- ✓ 現行基準では、粗飼料としての定義はなく、粗飼料に該当する、生草、乾草、サイレージが記載されている
- ✓ 一般的に粗飼料として扱われる稲わらや麦わら、野草等は未記載
- ✓ 飼料の給与実態を踏まえ、粗飼料を定義（牧草，飼料作物（茎葉を含めた地上部全体を利用するものに限る。），農場残さ又は野草を生，乾燥又はサイレージ調製したもの）

● 飼料の給与の改正

▶ ビタミンの給与について、飼料にビタミンを混ぜて給与することが可能であることを明確化

● 家畜又は家きんの外部導入可能頭数の改正

▶ 現行基準では、有機畜産物の生産の規模拡大を目的として非有機の家畜を新たに導入する場合の導入頭数について上限が設けられていないことから、生産実態を踏まえて、有機飼養している家畜の50%以下と規定

● 更新頭数の条件の改正

▶ 乳を生産することを目的として飼養する牛の更新頭数の条件について、更新可能頭数を拡大

- ✓ 有機畜産物JASでは、家畜の更新を目的として、非有機の家畜を有機飼養の対象とすることが可能
- ✓ 現行基準では、更新可能頭数は、一事業年度当たり、平均経産頭数の10%未満と規定
- ✓ 小規模な乳用牛の生産者では、牧草地の面積や気候等の理由により、自家繁殖により自身のほ場で仔牛から育成牛まで飼養することが困難であり、更新（非有機牛の導入）が必要
- ✓ 現行基準のままでは、頭数を維持していくことが困難である実態を踏まえ、乳用牛の更新可能頭数を平均経産頭数の10%未満から**15%未満に拡大**

※更新とは：出荷又は死亡した家畜の頭数以下の頭数の家畜を新たに飼養することをいう



改正の概要⑥

有機飼料

●有機飼料の原材料に使用できる資材の改正

▶ 有機飼料の有機原材料として使用可能なものに木質原料等を追加

- ✓ 樹木などの木質原料や竹は、「農産物」に該当しないため、有機飼料の有機原材料には該当しない
- ✓ 伐採木の粉碎チップなどを原料とする飼料が開発・製造・販売されており、飼料として利用されている
- ✓ 有機飼料JASの基準に従い生産された樹木などの木質原料や竹は、有機的な生産行程を経て生産されたものと言えることから、利用実態を踏まえて有機飼料の有機原材料に木質原料等を追加

▶ 木質原料等を有機飼料の有機原材料とすることにもない、「定義」を改正

- ✓ 樹木などの木質原料や竹は、「林産物」に該当
- ✓ 定義の「有機飼料用農産物」を「**有機飼料用農林産物**」とし、林産物を追加

有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料の日本農林規格について



改正の概要⑦

使用できる資材の改正-1

● Codex ガイドラインに示された資材の追加要件、他国の状況等を踏まえ、使用可能な資材を改正

JAS	資材	概要	
有機農産物	農薬 (追加)	エチレン	・パイナップルの開花誘発の目的での使用に限る
		メタルデヒド剤 シイタケ菌糸体抽出物水溶剤	・現在の農薬登録状況を反映 ・現在別表2に掲載している農薬と同じ有効成分で剤形が異なる農薬
		カスガマイシン液剤 カスガマイシン粉剤 カスガマイシン水溶剤 カスガマイシン粒剤	・イネのいもち病等の防除の目的で使用を想定
		その他の農薬 (有効成分として別表2の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。)	・混合剤について、個別での掲載をやめ、別表2に記載された農薬の有効成分からなる混合剤の使用を可能とする
	農薬 (削除)	クロレラ抽出物液剤	・現在の農薬登録状況を反映 ・現在登録が失効している農薬であるため、別表から削除
		ワックス水和剤	
		ケイソウ土粉剤	
		硫黄・銅水和剤	・混合剤については、個別の記載をやめるため、別表から削除
		炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
		天敵等生物農薬・銅水和剤	
	調製用等資材	次亜塩素酸水	・基準を削除（基準：食塩水を電気分解したものであること。）
		次亜塩素酸ナトリウム（食塩水を電気分解したものであること。）	・農産物の洗浄、殺菌の目的で使用を想定して追加
		炭酸カルシウム 水酸化カルシウム	・農産物の品質保持改善の目的で使用を想定して追加

有機農産物・有機加工食品・有機畜産物・有機飼料の日本農林規格について



改正の概要⑧

使用できる資材の改正-2

JAS	資材	概要	
有機加工食品	添加物 (使用条件の 変更)	乳酸 (270)	・農産物の加工品に使用する場合を追加
		硫酸 (513)	・pH調整剤として藻類の加工品に使用する場合を追加
		水酸化ナトリウム (524)	・pH調整剤として藻類の加工品に使用する場合、食用油脂の製造に使用する場合を追加
		次亜塩素酸ナトリウム	・農産物の加工品に使用する場合（食塩水を電気分解したものであること）を追加
		次亜塩素酸水	・基準を削除（基準：食塩水を電気分解したものであること。）
		オゾン	・食肉の消毒に使用する場合を追加
有機畜産物	調製用等資材	窒素 酸素 二酸化炭素	・食肉の品質保持を図ることを目的として使用
		オゾン	・使用条件の変更：食肉の消毒に使用する場合を追加

※資材名の後の（）は、INS番号

ビオ（Bio）表示の取扱いについて

有機表示規制の現状

- 「Bio」とは、「有機（Organic）」と同様の語句である、フランス語の「Biologique」やイタリア語の「Biologico」等の単語の略語。
- EU等において、「Bio」は、「Organic」と同様の意味として表示規制の対象となっている。
- 日本国内においては、一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるものとして、「有機」、「オーガニック（Organic）」の表示を規制の対象として不適正な表示の取り締まりを行っているところ、「ビオ（Bio）」については取り締まりの対象とまではしていない。

令和2年にFAMICによる消費者を対象とした意識調査を行った結果、「ビオ」という用語を「有機」、「オーガニック」等と同じ意味であると認識している消費者は約4%であり、消費者の選択に支障を生じさせるとは認められないことから、「ビオ（Bio）」を対象としなかった。

今後の方向性

- 令和4年のJAS法改正により、有機酒類が有機JASの対象となり、令和7年10月から、有機表示規制の対象となる。
- 現在、市場には輸入ワインを中心に「Bio」表示された酒類が出回っているところ。現状の「ビオ（Bio）」表示の扱いが適切か検討が必要。
- 消費者の意識調査及び市場調査を改めて実施の上、その結果、市場に流通している「ビオ（Bio）」表示された製品、「ビオ（Bio）」を「有機」と認識している消費者が一定数以上認められた場合、一般消費者の選択に著しい支障を生ずることのないよう「ビオ（Bio）」を対象とする方向としてはどうか。
 - 「ビオ（Bio）」を対象とする場合には、告示を改正。

<参考資料> 各国のバイオ（Bio）表示規制について



	Bio規制	基準
EU	○	<ul style="list-style-type: none"> ・Annex IVに記載される言語での「有機」表示及びその派生語や略語を規制。略語として「bio」、「eco」を例示。 (EU規則2018_848Article30)
スイス	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語による「有機」表示及びそれから派生する表示を規制。派生する表示として「bio」、「eco」を例示。 (スイス有機原則910.18 Art.2)
イギリス	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「bio」及び「eco」等を単独又は組み合わせた派生語等を規制。 (英国有機基準TITLE IV LABELLING Article 23)
カナダ	△	<ul style="list-style-type: none"> ・英語とフランス語による「有機」表示（フランス語のbiologiqueを含む。）とその同等表現を規制。同等の表示として、略語を含むことは明記されているが、略語の例（bio等）は示されていない。 (カナダ食品安全規則 part 13)
米国	—	<ul style="list-style-type: none"> ・有機製品でないものに対して、有機生産されたことを明示／暗示する表現（例示はなし）を規制。 (Organic Foods Production Act of 1990/ §6505. Compliance requirements) ・米国内で広く使用されていないとして、有機製品に対する「organic」表示の代替として「biologic」や「ecologic」を利用することは禁止。 (NOP Labeling Preamble) →米国内では「bio」表示について規制を行っていないと考えられる。